

市営三ツ沢墓地から陽光院永代供養墓「ハナミヅキの碑」への改葬の流れ

①三ツ沢墓地管理事務所にて改葬手続を進める

別紙の管理事務所発行「改葬許可申請手順」を参考に改葬手続を進めて下さい

②陽光院と永代供養墓使用の契約を進める

使用規則をご一読頂き、「永代供養墓ハナミヅキの碑使用開始申込書」と印鑑証明書及び「埋葬者届出書」の提出を行い、使用料を納付した後、陽光院より使用許可証の発行を受ける手続を進めて下さい。

※提出は郵送でも可能です。また、使用料の納付は銀行振込でも受け付けています。

③石材店等にて墓石の撤去手続を進める

ご利用になっている石材店やお茶屋と相談し、墓石撤去の手続を進めて下さい
(現在ご利用の石材店等が無い場合はご紹介も致します)

④神奈川区役所で改葬許可証の交付を受ける

神奈川区役所戸籍窓口に三ツ沢墓地管理事務所より発行を受けた書類を提出し、改葬許可証の交付を受けます。改葬許可証の交付を受けた後は、陽光院に改葬法要当日より前に必ず提出して下さい

⑤改葬法要の日時を決める

改葬法要とは墓石の閉眼供養と永代供養墓への納骨供養の事を指します。法要の日時は参列者、陽光院、石材店またはお茶屋の三者と調整して決めましょう。
尚、永代供養墓への銘鈹彫刻はご契約から 3 週間程度の日を頂戴しております。法要当日に間に合わせるために、早めに法要の日時を決めておきましょう。

⑥改葬法要当日（閉眼供養と納骨）

三ツ沢墓地で墓石の閉眼供養を執り行った後、御遺骨を陽光院ハナミヅキの碑にお持ちし、納骨をします。閉眼供養並びに永代供養墓への納骨供養の御布施は永代供養墓使用料に含まれているとお考え下さい。尚、ハナミヅキの碑への納骨の施行は指定石材店小島石材店となります。

【参考】

三ツ沢墓地管理事務所 ☎045-321-5430 休館日:月曜・祝日

神奈川区役所戸籍課 ☎045-411-7031 横浜市神奈川区広台太田町 3- 8

小島石材店 ☎045-322-0065

陽光院 ☎045-322-0565 FAX045-322-1315 ✉sotozen@yokoin.org